

京都大學經濟學會

經濟論叢

第六十五卷 第六號

産業資本主義と外國貿易……………松 井 清

再生産理論に關する一考察……………中 村 忠 一

大河内教授『社會政策』(各論)……………岸 本 英 太 郎

昭和二十五年六月

産業資本主義と外國貿易

松井清

一 概 説

本論は明治二十年代、および明治三十年代にかけて行われた日本における産業資本主義の確立と、外國貿易が
いかなる關係にたつていたかを取扱おうとするものである。日本の産業資本主義の性格そのものについては、山
田盛太郎教授の「日本資本主義分析」以來數多の研究が發表せられており、本文はそれらの成果に對して何ら新
しいものを附加してはいないけれども、ただそれらの研究において比較的省られることの少なかつた日本資本主義
に對する外國貿易の意義について多少とも立入つた考察を加えている點が、新味といえは新味といえるかも知れ
ない。

山田教授を中心とする「講座派」の人々が遺した仕事の一つは、マルクスのいわゆる封建的生産方法より資本
主義的生産方法への推轉の二つの途のうち、日本の場合商人が生産者となるという上からの資本主義化の途が特
に顯著であること、従つて日本の資本主義そのものが極めて濃厚な封建的性格をもつている點を強調したこと
であつた。もちろんこのことは生産者が商人になるといういま一つの途が日本においては存在しなかつたとい
うことを意味しない。この下からの資本主義化の途は、絶えず上からの途によつて壓殺せられたといふもの、明

治四十年代および特に第一次世界大戰後の大正年代において生起しているということが見落されてはならないのである。けれどもそういつた事實の存在を認めたくえに於いても、なおかつそれらが「上からの途」によつて壓殺せられたことも同時に事實であり、従つて日本資本主義の性格に全般として極めて濃厚な封建的性格が認められるという講座派の主張は正しいものであつた。それは例えば産業資本主義確立期において最も重要な役割を果した綿糸紡績等における次のような事實となつて現われている。紡糸紡績業は明治十年代の官營時代を終り、二十年代民間企業の勃興をみるが、いうところの民間企業でさえその資本は殆んど封建貴族の財産か商人資本の轉化したものであつて決して下から成長したものではなかつたのである。本邦綿糸紡績史は、わが國における最初の民間紡績會社である大阪紡績會社の創立に關連して、次のような注目すべき濫澤榮一氏談をかかっている。「私は其の時目を附けた金があつた。それは二十一華族に依て、鐵道會社を計畫して居た一團の組合の資金で、貯金が七十萬圓あつた。これは年々華族一家が、一萬圓づつ積み立てた金で、之を以て官有の京濱鐵道を拂下げる計畫であつた。明治七年頃から半季に二十一萬圓宛、一年四十二萬圓を積み、七年間に三百萬圓出來る、それを以て京濱鐵道を拂下げて經營する計畫で、蜂須賀侯、伊達侯、越前侯、池田侯を初め華族二十一家が、一年一萬圓宛積み立てて居られたが、明治九年に至り岩倉公の發企で、十五銀行が華族に依て立てられることになり、其方に資金が入るので、此積立が中止となり、鐵道拂下の計畫が頓坐し、それ迄に折角積立てたる七十餘萬圓が宙に迷うていた。私は此金に着目して、其一部を以て保險會社を成立せしめた。それが東京海上保險會社である。尙それで殘餘の金があるから之を以て紡績事業を起さんことを勸めて承諾を得たが、華族だけでは物足りないから、當時日本橋の綿業商人中から柿沼谷藏、薩摩治兵衛其他十人ばかりを糾合して發企人となし、いよいよ二十

五萬圓の紡績會社が出来たのである。」このように最初の民間紡績業の資本は、封建貴族の財産及び前期的な商業資本から成立つていたのであり、このことは消費資料生産部門を中心として成立した日本資本主義の性格を示しているのである。それは英國におけるように自由なる農村で下から成長したマニユファクチュアの轉化したもの、生産者が商人となつたものでなく、絶対主義権力主導のもとに、上から商人が生産者となつたものである。經濟過程におけるかかる特殊性はその政治過程をも規定しており、明治二十二年成立した帝國憲法は、いわゆる外見的立憲主義であり、天皇の絶対權を認めたいうえで、極めて限られた範圍内における民主的自由を認めたものであつた。

機械制大工業が成立すると、それは農家自體經濟の解體—農工の分離、及び小商品生産の生産手段からの解放をおし進める。この段階に入つて舊來の手紡やガラ紡の衰退は決定的となつたのである。即ちわが國では最初に外國商品の流入が、次いで日本に移殖された大工業の製品の一般化が、農家自然經濟を解體するという順序をとつている。ところで既に周ねく知られているように、農業革命を経ずして商品經濟に入り込んで行つたわが國の農業は極めて特殊な階級分化を行わざるをえなかつたのであり、そのため産業資本主義段階における工業と農業は最初から極めて鋭い不均等を示したのである。一般に工業における資本主義的生産様式の確立は、同時に農業をも同一生産様式に従屬せしめるから、工業と農業の不均等は、自由競争による不均等發展として現われる。けれども日本のように、一方に移殖された近代工業と他方に半封建的な農業の存在する場合、この不均等は最初から鋭い形で出てくるのである。その結果日本資本主義はその成立と同時に、いなその成立の條件としてさえ、原料・食糧の供給地、製品の販賣地として、強く外國市場を必要としたのである。しかもこの外國市場は、西歐

の場合のように自由貿易によつてではなく、絶對主義權力主導のもとに、資本の原始的蓄積過程さながらの強力な侵略政策によつてかちえられたものである。明治二十七・八年の日清戦争をわれわれはかかるものとして理解する。更にわれわれは日本資本主義のいま一つの不均等に注意しなければならぬ。外國資本主義の壓迫の下に確立を餘儀なくせられた日本資本主義は、勞働者・農民の異常な抑壓の上のみ形成せられたという國內的事情もこれに加つて、封建的性情と同時に軍事的性情をもち、生産手段生産部門の確立を俟たずしてまず軍需生産部門を確立しなければならなかつた。そのため本來の生産手段生産部門の確立は却て後れ、産業資本主義確立後においても、生産手段及び機械製品も多くを外國からの輸入に仰がねばならなかつた。かくして日本資本主義の輸出工業品といつてもそれは消費資料のみに限られ、それと引換に食糧・原料及び生産手段を輸入するという貿易構成が生れて來るのである。しかしながら最後にいま一つ見落してはならないのは、輸出品中いわゆる雜貨の占める比重の重いことである。商人が生産者になるといふ途を辿つて成立した日本の産業資本は、自らを産業資本として確立したのちにおいても依然商業資本的性情をもつており、このことは舊來の土産的手工業を零細マニユファクチュア又は問屋制家内工業の形で廣汎に残存せしめる結果となつてゐる。明治二十年代以後の産業資本主義確立期は同時に日本の土産的手工業のマニユファクチュア化の時期でもあるが、このようなマニユファクチュアや問屋制工業の製品の多くは雜貨として輸出商品中の重要な地位を占めたのである。例えば絹織物、陶磁器、マツチ等、左に掲げる輸出入統計の背後にかかる事實のあることをわれわれは忘れてはならない。

(1) 納川太一「本邦綿糸紡績業史第二卷」三七〇頁

明治21年—明治40年

主要商品別輸入總額趨勢一覽表

年次	貨物總輸入額	棉花	%	砂糖	%	機械類 (房屋、船舶) (千圓)	鐵鋼 (千圓)	鐵製品 (千圓)	計	%	羊毛	毛織糸	毛織物	計	%	米
明治 21	65,455,224	1,652,244	2.52	6,880,280	10.51	6,622,067	2,198,248	4,146,900	19,069,115	19.18	300,369	165,295	5,987,852	6,453,516	9.85	21
22	66,103,767	3,464,326	5.24	6,229,494	9.42	6,324,462	2,459,962	2,846,475	11,630,899	17.59	302,086	256,112	5,455,238	6,013,431	9.06	136
23	81,728,581	4,134,790	5.05	8,410,143	10.29	7,267,153	2,214,988	3,396,664	12,878,791	15.75	369,914	494,316	6,726,124	7,790,354	9.28	12,302
24	62,927,268	5,998,534	11.12	7,751,011	12.31	4,540,883	2,207,200	1,886,338	8,734,431	13.88	206,547	168,385	4,809,362	5,184,294	8.23	3,907
25	71,326,080	11,026,638	15.45	9,534,585	13.36	4,018,452	2,226,012	1,577,888	7,822,352	10.96	302,302	427,993	5,662,881	6,393,376	8.96	2,052
26	88,257,172	13,294,898	17.32	11,471,932	12.99	5,978,329	2,925,982	2,513,161	11,417,482	12.93	425,120	513,930	6,476,645	7,415,693	8.40	3,254
27	117,481,955	19,103,923	16.26	13,259,240	11.28	15,838,037	4,810,576	4,452,082	25,128,695	21.38	567,197	563,501	6,269,402	7,400,100	6.29	8,413
28	129,260,578	24,304,814	18.80	11,747,239	9.08	14,433,111	6,014,523	4,683,382	25,134,566	19.44	1,138,951	951,025	9,104,122	11,192,108	8.65	4,357
29	171,674,474	32,106,276	18.70	13,743,946	8.00	14,677,522	8,263,141	8,241,063	31,181,736	18.16	1,017,441	1,114,872	16,087,645	18,219,938	10.61	5,662
30	219,300,772	43,122,263	19.66	19,822,775	9.03	31,210,313	9,062,892	9,198,320	49,412,025	22.55	1,062,398	1,337,424	9,583,074	11,382,836	5.46	21,522
31	277,502,157	45,410,437	16.36	28,439,295	10.24	29,387,043	11,830,722	9,053,277	50,871,042	18.11	1,642,820	785,193	10,601,087	13,029,100	4.69	48,216
32	290,401,926	61,366,734	21.14	17,516,039	7.94	13,703,770	11,886,094	4,763,273	30,355,237	13.77	4,324,427	593,388	9,045,660	13,963,423	6.33	5,966
33	287,261,846	58,500,002	20.36	26,606,528	9.26	17,779,222	21,742,743	12,677,767	52,105,822	18.17	3,919,413	1,798,538	17,757,096	23,475,043	8.11	9,021
34	255,816,645	58,739,300	23.37	33,493,386	13.09	20,149,896	14,377,478	7,679,915	42,297,289	16.59	3,127,760	866,760	7,829,948	11,815,468	4.61	11,876
35	271,731,229	78,773,658	28.99	14,467,814	5.32	14,702,132	14,220,838	6,421,221	35,244,281	13.00	3,397,264	922,146	9,978,791	14,298,501	5.26	17,751
36	317,135,518	63,206,725	21.50	29,966,031	6.61	15,847,917	15,682,694	7,976,466	39,501,337	12.45	4,811,811	1,144,073	10,346,028	16,301,912	5.14	51,961
37	371,300,738	71,466,844	19.24	23,943,008	6.20	26,110,497	19,679,213	8,243,914	54,023,626	14.55	9,971,055	2,912,711	6,453,376	19,343,142	5.20	59,791
38	488,538,017	109,200,137	22.36	12,706,188	2.80	38,146,654	35,674,163	11,279,479	85,029,296	17.41	8,347,568	5,130,399	20,900,015	34,397,982	8.21	47,983
39	418,784,108	81,233,860	19.41	23,225,974	5.66	30,729,160	27,797,901	11,639,286	70,166,437	16.75	9,174,328	2,439,588	19,945,228	31,359,444	7.53	26,171
40	494,467,346	114,034,725	23.06	19,864,956	4.01	40,939,739	38,896,445	17,193,313	97,021,467	19.62	14,353,457	5,053,229	12,221,455	31,628,141	6.39	30,931

(單位圓)

主要商品別輸入總額趨勢一覽表

品名 小計 單位	計	%	羊毛	毛織物	計	%	米	大豆	%	糖	絲	布	絲布合計	%
4,146,900	12,969,115	19.18	300,369	165,295	5,987,852	6,453,516	9.85	21,628	0.03	13,611,898	4,691,986	18,303,884	27.96	
2,846,473	11,630,899	17.55	302,086	256,112	5,455,233	6,013,431	9.06	136,755	0.20	12,522,039	4,688,339	17,190,378	26.00	
3,396,654	12,873,791	15.75	369,914	494,316	6,726,124	7,590,334	9.28	12,302,854	15.03	9,928,062	4,129,043	14,057,105	17.16	
1,986,338	8,734,421	13.88	206,547	168,385	4,809,362	5,184,294	8.23	3,907,991	6.21	5,589,290	3,418,334	9,007,624	14.31	
1,377,888	7,822,352	10.96	302,502	427,993	5,662,851	6,393,276	8.96	2,052,901	2.87	7,131,980	4,688,489	11,800,469	16.54	
2,513,161	11,417,482	12.93	425,120	513,930	6,476,645	7,413,693	8.40	3,254,842	3.63	7,284,243	5,678,888	12,963,131	14.68	
4,482,082	25,128,695	21.38	567,197	563,301	6,239,402	7,400,100	6.29	8,413,148	7.16	7,977,366	6,358,490	14,335,856	12.71	
4,683,322	25,134,366	19.44	1,136,951	951,935	9,104,122	11,192,108	8.65	4,357,096	3.87	7,082,975	6,894,109	13,977,083	10.81	
8,241,063	31,181,756	18.16	1,017,441	1,114,872	16,087,645	13,219,958	10.61	5,662,337	3.29	11,371,350	11,610,738	22,982,688	13.38	
9,198,820	49,472,025	22.53	1,062,398	1,337,424	9,533,074	11,982,896	5.46	21,538,429	12.30	9,625,253	9,611,720	19,236,978	8.77	
9,033,277	50,671,042	18.11	1,642,320	785,193	10,601,087	13,029,100	4.69	48,216,810	19.64	8,547,588	10,578,972	19,426,560	7.00	
4,576,373	20,335,237	13.77	4,324,427	593,338	9,045,660	13,933,425	6.33	5,960,166	6.28	4,963,236	9,235,478	14,198,804	6.44	
12,677,767	52,139,552	18.17	3,919,413	1,798,335	17,757,923	23,475,043	8.11	9,021,536	4.63	7,048,046	18,438,274	23,481,320	8.87	
7,679,915	42,207,239	16.49	3,127,760	866,760	7,820,948	11,815,468	4.61	11,878,958	6.66	4,873,738	8,372,906	13,746,644	5.37	
6,421,321	35,244,231	13.00	3,397,564	922,146	9,978,791	14,233,501	5.26	17,756,317	8.35	4,437,739	14,867,592	19,305,331	7.10	
7,970,466	39,504,327	12.45	4,811,811	1,144,073	10,345,028	16,301,912	5.14	51,960,272	18.39	1,914,726	10,610,292	12,425,018	3.91	
8,243,914	54,033,626	14.55	9,971,053	2,912,711	6,459,376	19,343,142	5.20	59,791,911	18.01	873,537	9,011,857	9,885,444	2.66	
11,273,479	53,093,236	17.41	8,347,583	5,150,339	20,900,015	34,397,932	8.21	47,981,265	11.53	3,922,636	17,926,694	21,849,330	4.47	
11,163,938	70,166,437	16.75	9,174,323	2,439,588	19,345,323	31,559,444	7.53	26,172,079	8.40	10,233,563	18,387,356	29,140,919	6.93	
17,195,313	97,021,497	19.62	14,333,457	5,053,229	12,221,453	31,623,141	6.39	30,931,058	8.16	3,676,211	17,548,192	21,224,403	4.29	

明治21年—明治40年

主要輸出商品別輸出總額趨勢一覽表

年次	總輸出額	生糸	%	茶		絹織物	%	絲	絲	絹	絹	雜貨(棉製品)	%	銅	%
明治21	65,705,510	25,916,861	39.44	6,124,816	9.32	267,617	0.40	—	—	153,394	153,394	2,026,250	3.09	3,536,608	5.38
22	70,060,706	26,616,542	37.99	6,156,729	8.78	628,528	0.89	—	—	147,035	147,035	2,587,340	3.69	2,901,409	4.14
23	56,603,506	13,859,339	24.48	6,326,681	11.17	1,131,344	2.08	2,364	2,364	173,843	176,207	2,734,987	4.83	5,377,620	9.50
24	79,527,272	29,356,339	36.91	7,033,050	8.84	1,771,355	2.22	7,873	7,873	243,358	251,231	3,130,664	3.93	4,909,498	6.17
25	91,109,754	36,269,744	39.81	7,525,316	8.26	4,459,697	4.89	7,720	7,720	544,022	551,742	3,682,432	4.04	4,902,189	5.38
26	89,713,865	28,169,411	31.39	7,702,088	8.58	4,126,586	4.59	59,176	59,176	1,109,543	1,168,719	5,115,165	5.69	4,800,878	5.12
27	113,246,086	39,353,156	34.75	7,930,287	7.00	8,489,032	7.49	955,530	1,861,502	2,816,732	2,816,732	5,280,489	4.66	4,929,597	4.35
28	136,113,178	47,866,237	35.16	8,879,241	6.52	10,060,838	7.39	1,034,479	2,315,940	3,350,419	3,350,419	6,627,872	4.86	5,188,945	3.81
29	117,842,761	28,830,602	24.46	6,372,329	5.40	7,438,673	6.31	4,029,425	2,224,404	6,253,329	6,253,329	6,961,114	5.90	5,512,319	4.67
30	163,135,077	55,630,460	34.10	7,860,460	4.81	9,832,908	6.02	13,490,197	2,512,375	16,002,572	16,002,572	7,461,054	4.57	5,879,253	3.60
31	165,753,753	42,047,411	25.36	8,215,665	4.95	12,786,657	7.71	20,116,566	2,597,980	22,714,566	22,714,566	8,264,730	4.98	7,389,556	4.45
32	214,923,894	62,627,721	29.13	8,498,783	3.95	17,447,459	8.11	28,521,438	3,910,487	32,431,925	32,431,925	8,072,002	3.75	11,523,017	5.36
33	204,429,994	44,657,029	21.84	9,035,819	4.42	18,603,659	9.10	20,589,263	5,723,677	26,312,940	26,312,940	8,232,773	4.02	12,922,417	6.32
34	252,349,543	74,667,331	29.58	8,854,327	3.50	25,637,344	10.15	21,465,573	5,461,972	26,927,545	26,927,545	9,894,536	3.91	14,092,016	5.58
35	253,303,065	76,839,477	29.75	10,434,017	4.05	27,987,312	10.83	19,901,522	5,998,306	25,899,828	25,899,828	10,631,510	4.11	10,562,628	4.08
36	289,503,442	74,428,307	25.70	13,933,233	4.81	29,166,342	10.07	31,418,614	6,873,307	38,293,921	38,293,921	11,642,081	4.02	15,256,929	5.27
37	319,260,396	88,740,702	27.79	12,833,336	4.01	39,089,008	12.24	29,268,436	7,743,431	37,011,887	37,011,887	13,636,381	4.27	13,422,760	4.20
38	321,533,610	71,843,755	22.34	10,584,322	3.29	30,239,135	8.41	33,246,462	11,492,136	44,738,598	44,738,598	15,682,106	4.87	16,185,982	5.03
39	433,754,892	110,442,806	26.06	10,767,090	2.54	35,679,427	4.41	35,303,526	15,019,198	50,922,724	50,922,724	18,853,832	4.45	25,311,334	5.97
40	432,413,873	116,430,354	26.92	12,618,244	2.91	31,639,787	7.31	30,342,914	16,345,037	46,688,011	46,688,011	16,662,566	3.85	29,477,646	6.81

(單位圓)

二 消費資料生産部門の確立と輸出貿易

(I) 絹 業

(1) 生 糸 製糸業確立の第一指標として山田盛太郎教授は明治二十七年における器械製糸高の坐繰製糸高凌駕を擧げている。それによると明治二十六年器械製糸高及び坐繰製糸高が、それぞれ五八八、二〇貫、六四五、三三四貫であつたものが、明治二十七年には七三四、三六八貫および五六二、四一五貫となつてゐる。輸出物については器械製糸の占むる比率が更らに大きく、原合名會社發行の「横濱生糸貿易概況」によると、横濱市場に入荷した輸出生糸中で器械生糸の占むる割合は、明治二十三年に於て早くも坐繰製糸の倍数に達したのみならず、各種別生糸總數の過半数に達してゐる。

確立の第二指標として山田教授は、日本及び中國の生糸輸出高と伊太利の生糸生産高を比較し、明治三十八年における日本製糸業の伊太利凌駕、明治四十二年の中國凌駕をあげているが、日本中國では輸出高が伊太利では生産高が擧げられ、正確を缺くと想はれるので、ここには日本蠶糸業史の掲げる里昂絹物組合調査の數字をかか

世界に於ける蠶糸生産高 (單位一千基)

年度	明治	明治	明治	明治
國別	明治	明治	明治	明治
伊太利	三、九二六	三、九三二	四、四六六	三、八六六
上 海	三、三三〇	四、四〇〇	五、四四五	三、八〇〇
東 京	一、八五三	二、九五〇	二、五七九	三、一五五

上表によれば日本の生糸生産高は明治三十一年伊太利を凌駕し、明治四十二年中國を凌駕してゐる。山田氏の學證によると伊太利凌駕が三十八年になつてゐる

日 本 三、四〇六 三、一三三 六、五三三……………七、七〇〇 八、二〇〇 八、七〇〇
計 一四、二二三 一五、六六七 一七、六五六……………四、九六九 一四、二〇〇 三、二二〇

が、これは日本の數字が輸出高、伊太利の數字が生産高であつたためと思はれる。

ところでこういつた製糸業興隆の基礎が、半封建的な地主的土地所有の下における零細耕作農民の子女の安價な勞働力にあつたことは既に周知のところであり、器械製糸とこれらの低賃銀が結びついたときに初めて日本の生糸生産が世界水準を凌駕しえたのである。この點山田教授によつて極めて明瞭に指摘されている。「半農奴制的零細耕作の窮乏に基因する所の、且つ問屋制度的家内工業、零細マニユファクチュアに基因する所の、半農奴的勞働條件に特殊勞役制度。日本製糸業興隆の基礎が、半農奴制的零細耕作を地盤とする所の純粹日本型の特殊勞役制度にあつたことは、争ふ餘地がない。」山田教授は特殊勞役制度の舉證として製糸業における特殊の等級賃銀制をあげておられるが、日本蠶糸業史も同様のことを述べている。「賃銀支拂方法は最初最も簡單なるものは日給拂で、工女の手腕に依り豫め等級を設け一日何錢と定め置くものであつて、是より一步進めるものは等級に對する繰糸高に依つて支給するもので何等工女は一日繰糸高十匁に對して何錢という規定を設けるのである。而して更に公平で正鵠を得たるものは成績點數によつて總平均一日の點數に賃銀率を乗じたものを以て各自の支給額を決定するものである。均しく仕事高に依るも其の算定法は織度の賞罰や一杯繰目採點、一日繰目採點、類節數再繰切斷數、色澤等の糸質を検したる上の採點や總量の不同、二本揚り等の種々の項目に由つて採點せられ一人一日の賃銀率を算定せるもので最も進歩したるものである。セリプレーン検査法の始まつて以來主としてセリプレーン點を加算する様になつた。而して算定法は各工場に依つて一様ではない。」

製糸業の確立は明治初年以來絶えず問題となつていた生糸の直輸出に對する努力を一層促進したことはいうまでもない。明治十三年生糸の直輸出會社として設立せられた同仲會社は、委託販賣を目的としたもので事業範圍も狭かつたため、外國商館のように自らの責任において買込んだ上で外國に輸出すべきであるとの説も起り、明治二十六年同社紐育詰の新井欽一郎等によつて新に生糸輸出會社を起す企がなされた。たまたま貿易商會の解散ということもあり、兩者が結合し、資本金五十萬圓を以て横濱生糸合名會社が成立した。また三井物産も明治二十九年横濱支店に生糸部を設け、三十二年には原合名會社が輸出部を分設し、三十四年から直輸出を開始するし、三十五年には菅川商會が生糸輸出を開始し、日本人の生糸輸出は漸く盛となつた。明治四十四年における外商取扱は五二%五六、内商取扱は四七%四四で未だ外商がやや優つていたが、大正元年になると外商四六%八三、内商五三%一七となり、漸く内商が外商を凌駕している。

製糸業の確立に伴つて直輸出の問題とともにやかましい問題となつたいま一つのものは、生糸輸出税撤廢の問題である。從來生糸輸出税は江戸改稅約書によつて従價五分に定められており、生糸輸出の隆盛に伴つてその關稅收入は總輸出税中の約半に達し、關稅收入としては重要なものではあつたが、生糸の輸出奨励という點からみれば、他の生産國との競争上不利を免れず、遂に明治二十五年に至つて生糸輸出税撤廢の議が帝國議會においてとりあげられることになつた。ちようど同じ年の七月一日から伊太利においては輸出税が廢止されるとの報告が伊太利における代理公使から届いており、また五月十四日附里昂代理領事からも次のような報告があつた。

「伊國政府は去三月三十一日を以て蠶糸輸出税百基に付三十八利五十參廢止に關する法案を代議院に提出し該法案可決の曉には本年七月一日即ち會計初年度の初日より實施すべき趣にて千八百八十八年より千八百九十年に至

る三ヶ年間國庫收入の蠶糸輸出税額は平均百三十七萬九千百十五利なりといふ、伊國政府今日の財政は斯る收入の途を廢棄すべき實勢ならざれども外國殊に亞細亞産蠶糸の競争に對抗し自國蠶業保護の精神を以て同政府は遂に蠶糸（生糸・熟糸）輸出税廢止の法案を提出することとなり、又佛國蠶業獎勵法の影響たる同國に於ける蠶糸の製出額と共に蠶繭の需要増加すべきに由り自然原料繭の需要は伊國産に及び、隨て繭の價格及其の輸出に増進を來さんことを憂ひ、伊國政府は該法案理由書中に蠶繭輸出税並に蠶業獎勵法をも設けんことを併述せり。「わが國と競争相手たる地位にあつた伊太利に關するかかる報道は少なからずわが國當業者を刺戟したにちがいない。わが國と競争の地位にたつたものは、單に伊太利のみに止らず隣國である中國が更に一層強大な相手國であり、いまや製糸業の確立とともに輸出獎勵に對し何らかの強力な手をうつことが要望せられたのは當然である。當時衆議院議員であつた横濱生糸賣込商原喜三郎氏はその生糸貿易論中次のように述べている。「生糸輸出税を全廢するの必要なるは既に世間識者の認諾する所なれば茲に此を贅せずと雖も由來輸出税の全廢を躊躇するの理由二あり一は税源の減少を來たすこと一は輸出論者が直輸出を獎勵せんと欲して此の税源を以て直輸出獎勵金に轉替せんとするの二因に過ぎず、蓋し自國より輸出する製品に課税して一時の歳入を補はんとするは是れ恰も股を割て腹を滿たさんとするに異ならず、後者の直輸出獎勵に轉替せんとするに至つて直輸出其物の利益なきこと別に説く所の如し。」明治二十三年帝國議會開會以後この問題は、法權の回復、關稅自主權の確立とともに絶えず問題としてとりあげられたが、明治三十二年の條約改正によつて終に實現せられることになつた。

(2) 絹織物 前掲の統計に示されているように明治二十年代から四十年代にかけて絹織物が輸出總額の一〇%近くを占むるに至つている。幕末にあつては一方における生糸の輸出増と他方における洋式絹織物の輸入増の大

めに生産的絹織物業は危機にたち、編成替を要求せられるに至るが、その編成替は明治六年に始まる洋式機械法の輸入と、同じ年に行われた地租改正による農村解體によつてその地盤を興へられる。そして明治十四年から十八年にわたる不況ののち明治二十年代に入つていわゆるマニユファクチュア的形態が一般化するのである。堀江英一氏の研究によると、明治二十一—二十四年の平均價額は、明治十七年—十九年の平均價額に比し、生産價額では三一・九倍、輸出價格では一五・三五倍に増大している。この期間に輸出にあつては輸出羽二重の増進、輸入にあつては國內縞子生産の増進による南京縞子輸入の防遏によつて、輸出額が輸入額を凌駕し、これが絹織物業における産業資本確立の指標となる。即ち明治二十一年にあつては、輸出額二六萬七千圓輸入額六一萬五千圓であつたものが、翌二十二年には輸出額六二萬八千圓輸入額四四萬五千圓となつていたのである。ところがこの増加傾向は二十年代後半に至つて停滞し、再び上昇を初めるのは、四十年代に入つて力織機が一般化し初めて以後、特に電氣動力の普及する大正年代である。前掲堀江氏の調査によると第二のピークは生産額では明治四十—四十四年、輸出額では大正一年—五年となつてゐる。

絹織物業のかかる發展經過は、單に絹織物業のみに止らず、綿織物にも見られるところであり、更らに一般的には日本における傳來的な民族産業について多かれ少なかれいゝところであろう。明治十年代移植された機械制大工業が二十年代に入つて日本に根を下し、日本の産業資本主義が確立せられたとき、舊來の民族産業もそれに應じて編成替せられ、零細マニユファクチュア乃至は問屋制家内工業の形をとり、かくて日本の資本主義は頂點に舊來の財閥によつて營まれる少數の巨大な重要産業を持ち、その下に多數の零細マニユファクチュア及び問屋制家内工業を存在せしめるといふ構造をもつてゐる。日本の財閥は一方において自ら重要産業を營むのみな

らず、他方に貿易資本を通じて零細マニユファクチュア及び問屋制家内工業を支配し、貿易政策においても完全な發言權をもつのである。明治二十年代から四十年代にかけての貿易政策は、絶對主義官僚とかかる財閥の代表者によつて支配されていたのである。零細マニユファクチュアや問屋制家内工業によつて代表される民族産業が、貿易政策において發言權ももちうるのは、四十年代の發展を経たのちとりわけ全面的に機械工場化した大正年代に入つてからである。

(II) 綿業

(1) 綿糸 明治十年代の明治絶對政府による保護獎勵の時期を経て、二十年代に入り、大阪紡績會社を先頭として民間會社が相次いで設立せられるに至り、ここに綿業における産業資本主義確立の時期となる。本邦綿糸紡績史はそれについて次のように述べている。「政府の獎勵時代即ち明治十一年頃から十九年頃までに計畫された紡績は、その規模總て二千錘の個人所有のもののみ多く成績も餘り香ばしくなかつた。それは又皆直接間接に政府の力を假つたもののみだ。獨り大阪紡績會社は民間最有力者を株主とし資本金二十五萬圓、錘數一萬〇五百の大規模で營業も技術も優位を占め、而して最良の成績を擧げた最初の株式會社なのであつた。全く此の時代における注目の焦點であつた。本邦紡績が明治二十年前後から本格的に企業計畫を試みられたのも、實は大阪紡績が手本を示して安心を位へたからだ。民間資本といつても、それは既に述べたように、商人資本及び土地貴族の財産から成つたものではあつたが、そういつた民間資本と明治六年の地租改正による農村解體から生れた勞働力が移植せられた近代的技術と結びついたときこそ、日本紡績業確立の時期だつたのである。明治十六年以降わが

國に輸入せられた紡績機械布機並びに汽鐵汽機の統計を示せば次のようなものであつた。¹¹⁾

年次	紡績機	織布機	汽鐵又汽機
明治十六年	二一、四〇四	五二	—
同 十七年	七、一三六	六、三二六	四、二五五
同 十八年	一五、一五三	四、八六〇	七、七五二
同 十九年	四、七九二	—	七、二六八
同 二十年	二四、九三三	三、八六九	一、九三三
同二十一年	一〇、八八四	一、七、三〇四	三、五〇九
同二十二年	八、七五二	一、四、二〇〇	六、三、八八二

(圖以下切捨)

「棉花輸入綿糸輸出關稅免除精願理由書」¹³⁾に收められたものである。比較は印度との間に綿糸百斤の生産費について行われている。

	工費	石炭代	要具費	包裝 荷造費	諸雜費	金利	合計
日本	一五・五	五〇・七	五・五	一七・一	五・二	五〇・〇	三〇六・四
印度	一五・九	八六・七	九・一	四〇・三	四四・五	四四・五	四八七・七

かかる數字を擧げた後で紡績月報は次のような説明を加へている。「此表に示すが如く、本邦の工費は、彼れより低廉なるが如しと雖も、彼英國・印度の如きは、規模廣大、資本饒祐、金利低廉、管理者職工の熟練、其他取引敏活なる利あり、加之原料綿花の原價、低廉にして且つ撰類の便利なる、又粗悪の棉花を以て、能く良糸を製造する等、到底、我紡績業の企及し得ざる所とす、故に、前記工費低廉の一事を以て決して安すべからず、是

こういつた近代的技術と結びついた勞働力は、地租改正によつて作り出された半封建的な地主的土地所有の下における「半農奴的零細耕作農民」の家計補充を目的とする勞働者（主として女工）によつて提供せられるものであり、その性格は異常な低賃銀のうちに集中的に表現せられている。山田教授が引用し「印度以下の勞賃」と名づけたことから非常に有名となつた數字は、最初紡績連合會發行の「紡績月報」に掲げられ、¹⁴⁾のちに

に困て之を視るも、原料棉花輸入税の免除は、輸入防遏の楯壁にして、此税の免除を得ば、我綿糸の価格は、直ちに彼より低廉なるを得べしと雖も、若し夫れ然らず、此輸入税にして、免除すること無んば、我紡績業如何に技術商略を上進せしむるも、終に彼れと競争し得べからざる時機の屢々到来するを免れざらんとす、是れ、我紡績業者が、誠心實意、原料棉花輸入税の免除を望む所以なり¹⁴⁾。低賃銀はわが國紡績業最大の武器であつたけれども、國內市場に於て印度紡績と角逐するためには、資本蓄積の不足¹⁵⁾、金利の高位、及びとりわけ原棉の高價に慚まなければならなかつた。上掲統計數字は綿糸一單位當りに含まれた勞賃の比較を示すものであるが、連合紡績月報第十四號に掲げられた「日本印度紡績業要項比較書」中の第二比較は、彼岸勞銀の絶對額並びに棉花白封度價値の比較を含んでいる。

		工賃一ヶ月分		棉花百封度價値		石炭一噸價値		工費に對する石炭費割合	
印 度	男	四・四〇 <small>美</small> より	一、六九八・七五 <small>美</small>	上 等	一、三八八・〇〇 <small>美</small>	四六九・ <small>美</small>	一割二分二厘	九四〇・ <small>美</small>	一割二分五厘
	女	(二六六 <small>美</small> より 四四四)	一、三三三・七四 <small>美</small>						
日 本	男	四・一七・三 <small>美</small>	一、六九八・七五 <small>美</small>	上 等	一、三八八・〇〇 <small>美</small>	四六九・ <small>美</small>	一割二分二厘	九四〇・ <small>美</small>	一割二分五厘
	女	二・〇四・三 <small>美</small>	一、四五五・〇〇 <small>美</small>						

「此比較に據れば我工費は彼の最下點よりも下位に居り……棉花價値に至つては我産棉は高價なるを以て論ずるまでもなく、支那棉を以てするも印度棉を使用するも均しく運賃を要するが故に皆品質相場よりも高く、平均十

四圓九十五錢八厘三にして彼は十一圓九十九錢の懸隔をなす。……¹⁶⁾明治二十年代日本棉業確立期において棉花輸入關稅撤廢、綿糸輸出關稅撤廢の要求が生れて來たのはかかる事情によるものである。もちろん産業保護の方策としては、かかる方策によらず獨逸流の保護關稅乃至は育成關稅の設定があろう。けれども日本にあつてはかかる關稅を設定すべき關稅自主權を欠いていた。そのため關稅を高めることによつて産業を保護することができず、それに代る方法として低賃銀および低廉な棉花によつて生産費の低下を計らざるをえなかつたのである。棉花輸入關稅撤廢の要求はそのようないみをもつていた。また關稅なしに一應國內市場を外國商品に委ねながら産業資本の確立を計るためには、どうしても外國市場を確保しなければならなかつた。從價五分の綿糸輸出關稅さえ撤廢されねばならなかつた理由はそこにあつた。棉花輸入綿糸輸出關稅撤廢運動について次に簡單に觸れておかねばならぬが、この運動の過程において日本の棉業は確立していつたのである。山田教授はその指標として明治二十三年における綿糸内地生産高の綿糸輸入高凌駕、明治三十年における綿糸輸出高の綿糸輸入高凌駕をあげて居られる。

棉花輸入關稅の撤廢は紡織業の勃興を劃する明治二十一年より既に問題となつていたが、當初の要求は政府に於ても取上げられず、明治二十三年の恐慌期に於て再燃した。即ち同年五月東京に於て開かれた連合會定期總會で議決され翌六月十四日大阪紡山邊文夫、鐘紡駒井英太郎、尾張紡岡田令高氏の名を以て、輸入棉稅免除再願の議が農商務大臣陸奥宗光の手許にまで提出せられたのである。¹⁷⁾「輸入棉稅蠲免請願書」と題するこの文章はやや長いものであるが、その大意をここに引用しておこう。¹⁸⁾

「本邦綿糸紡績之業は明治廿年之前後に於て增鍾又は新設等類に増加致し現今其の數三十五紡鍾通計三十三萬二千四十本の多

きに至り其の原料に要する棉は一ヶ月八百二十四萬三千七百四十貫と爲し其大約八分即六百五十九萬四千九百九十二貫前後の額は支那又は印度の産棉を購求して之に充つべきに付而者印度の儀は其製糸所謂孟買糸なる者近年輸入漸次増加し業既に我が製糸と競争之勢を持し候に付其紡績業の實際を探索し併せて棉花買入の便宜をも取調可申爲め昨年六月外務大臣へ稟請し特別之御詮議を以て官吏一名彼地へ派遣之儀を允准せられ候に付本會よりも派員同行し其取調を爲し候期末は別冊報告書之通に而尙此報告に據り彼我紡績業之得失を比較致候處別紙之通に有之其得失自ら趣を殊に致候得共要之彼の販路を本邦に擴張致候實績は其諸種の統計上に歴然致し此上彼一進して工程を握起し工費を節略し糸價を低減して益競争致候時は我紡績業は何程刻苦致候共其原料に於て彼に一籊を輸し候而已ならず其原料輸入之途に横たはり候棉花輸入税なる者有之其率繰棉百斤に付三拾九錢八厘(従量税)實棉は従價税に付假に従量税に換算し百斤に付凡三拾五錢に當り候に付違く原料を彼地より請求致候上一度我税關を經過すれば忽ち其價格を増し其製糸の原價は到底彼の如き低價なるを得ず然るに強て競争を爲し候而は竟に得失相償はざるに歸し可申思て茲に至り候時は痛歎流涕に不堪候抑國家興利之計は天産物を改造して人造品となし尙進で粗貨を精貨に化し以て其價位を長進するを要すべきは今更陳述仕候迄も無之經濟之大理に候得共前現之如く棉花輸入税をして我紡績の發達を抑し其競争に耐へざらしむるに至り候而は恐くは當初此税を制定せられ候政意に背き候而已ならず此税は乃ち我紡績業及織布業に對する一大害物にして彼製綿布等の輸入を増加せしむべき媒介物と可申も過言に無之奉存候試に昨廿二年に於る綿糸棉花綿織物等輸入之金額を通計すれば實に二千二百六十九萬八千八百八十六圓之巨額を成し此内五百六十五萬八千八百三十八圓は繰棉生棉之價金に係り六百二十三萬四千六百二十七圓は孟買糸之價金に係り乃孟買糸之金額は總額百分の三十六・四を占め候に付此巨額に代ゆる我製糸を以てする時は此孟買糸の金額を減じ而の棉花の項に於て其原料に要する分即孟買糸價の四分の三、四百六十七萬五千九百七十圓餘を増し差引百五十五萬八千六百五十七圓餘我金貨の輸出減すべきに付國家之大經濟に於て利益之著大なる昭然掩ふべからず加之我紡績業にして此便宜を得候上は延て他の綿布の輸入額をも漸次減少すべき稅勉勵致し候儀は是亦當業者の責任たること論を俟たざる事と奉存候間仰願くは此事情を御洞察被下棉花輸入税一切御蠲免相成候様非常之御處置被成下度此段奉願候也」

かかる請願書が提出せられたため、農商務省に於ては種々詮議の結果、三等技師平賀義美氏を大阪其他の地方に派遣して、親しく紡績業者につき諮問せしめることとなり、同氏は九月上旬大阪へ下り府下の主だつた紡績業

者を招いて諮問するところがあつた。その結果同氏は棉花輸入税撤廢に對し次の如き三つの理由によつて反對意見をいだいたものようである。¹⁹⁾

(第一) 本邦の棉作に影響を及ぼすべきこと。

(第二) 輸入税を免するが爲めに外國棉糸の輸入を防遏し能はざること。

(第三) 本邦棉作者の收利は紡績業者の收利に及ばざること遠く、故に輸入棉税を廢し一ケ年二十萬圓餘の保護を紡績業者に與ふるときは、本邦棉作者に毎年三十七萬圓の損失を蒙らしむるの事實を生ずべき理あるを以て大いに事の順序を誤れる而已ならず國家經濟の趣旨に違ふものなり。

平賀農商務技師の見解は直ちに同盟各社に傳えられ、同盟は更らに紡績業者の主張を強固ならしめるために、各社に調査を命じている。農商務技師の反對意見表明は、相當紡績業者の心を痛めたやうで、明治二十三年十月の聯合紡績月報は「輸入棉税免除に關する世説」として次のやうな記事を掲げている。「近來世上諸新聞紙上に輸入棉税免除の件は當業者より熱心に請願し居るにも拘らず、政府の之に對する方針は許可せざるにありと記載するものありと雖も、今確なる所より聞くに政府に於ても決して右様の方針を公示したるものに非ず、目下我紡績業者の實況を調査中にあり且つ我が請願委員に於ても未だ追願等は差出し居らず過日來同業者の意見に據り右願書を調製最中にして不日捧呈の運に及べき筈なれば、當業者諸君は世説に迷はされ落膽するに及ばざる事と思はるなり。」²⁰⁾かくして十一月提出の運びに至つたものが「輸入棉花税蠲免之儀に付追願」である。その内容は前記平賀氏等の反對意見に對する反駁であつて、ここに關説するほどの必要を見ない。

紡績聯合會は同じく十一月の臨時總會に於て綿糸對支輸出の方針を決定したが、輸出關稅の現存するあり、ここに於て棉花輸入關稅撤廢と併行して綿糸輸出關稅の撤廢をも要求することとなつた。明治二十四年一月廿二日

紡聯理事岡田令高氏によつて提出せられた「綿糸輸出關稅免除請願」がそれである。餘りに長文なこの請願書の内容を全般に亘つて引用することは避けなければならないが、大體の文章を傳えるだけの引用は必要であらう。

「綿糸は人生缺くべからざる必須品にして其需要消費の夥多なるは喋々を俟たずして明なり英國及印度等に於て紡績事業の隆盛を極め印度の如き尙追年増設擴張を見るに至らんとするも偶然にあらざるべし政府夙に此に見る所あらせられ曩に英國より紡績機械を購入して之を民間有志に授け百方紡績事業の創立を御奨勵あらせられたれば民間事業者も該業を創立するの國益たるを了知し大に資を擲ち計畫せる所ありたるを以て近年紡績會社陸續興起するに至れり今明治廿一年以降全國紡績所の工場數及運轉鐘數を見るに左の如し。

年	工場數	運轉鐘數
明治廿一年十二月	二〇	一〇四、六三八
同 廿二年十二月	二三	二〇〇、五八四
同 廿三年十一月	二六	二四七、六一二

— 中 略 —

今本邦紡績事業急激増加の結果と外國綿糸の輸入と相俟ちて供給其度を失し綿物の供給遂に其需要に超過し遂に販路の壅塞を告げ夥多の綿糸各社の庫中に堆積するに至るも亦止むを得ざるの情勢なり今試みに本邦綿布の需用高を案ずるに人口四千萬人此内五百萬人は手撚糸を以て其需要に供するものとし差引三千五百萬人一人二封度半の綿布を要すとせば其高無慮八千七百五十萬斤にして之を綿糸俵數に換算するときは二十一萬八千七百五十俵に相當す是れ本邦人一ヶ年の消費高とす之に對する現在將來の供給高は左の如し。

竺米輸入高 (廿一年廿二年平均)	六萬三千八百八十八俵餘
英 糸 (同上)	五萬二千四百十六俵餘
金巾綿織物同 (同上)	四萬三千俵

(此綿織物碼數七千五百二十二萬五千碼を五十碼に付平均十二英斤に見積り綿糸に換算せり)

本邦紡績糸（廿三年一月より十一月迄の製額に依れり）九萬八千三百八十四俵

手 燃 糸（計算外に置く）

計二十五萬四千百八十八俵餘

然るに本邦紡績業新設並機運輸の期に至らば其織敷三十八萬本に達し一本一晝夜八十枚の製額とするも一ヶ年尙廿萬俵前後に達する難きに非ず然る時は前期需用の金額に超過する事實に十三萬俵前後にして供給已に其の度を失す前途の困難想ふべし況や一朝靄況不振に際せば營業の困難實に名狀すべからず現今紡績業の困難は恰も前途の豫徴たるもの如し故に該業目下の急務は本邦綿糸外國輸販の擴張を謀るに可有之と奉存候

—中 略—

本邦紡績業の實況前述の如く已に供需の度を失し内地販賣の市價は漸次低落の一方となり營業の困難未曾有の次第に立至りて本邦紡績業者昨年十一月中大阪に於て臨時聯合會を開き困難救済の事を審議し輸入外國綿糸防遏内國販賣法の改良をも決議せし外主として滿場一致を以て清國輸販の道を決議したる次第に御座候

—中 略—

頻年本邦紡績業の發達に隨ひ内地産の原棉のみを以て料に供せんとするに已に乘に亘多の缺乏を告げ左表の如く明治十五年以降年々輸入棉花の額を増加するに至れり。

—表 略—

右の内印度米國産棉も有之候共其額たるや僅々一二分に止まり餘は悉く清國産に有之是れ之を印度及英國リヴァプール港米國等より輸入すると清國より輸入するとは航路の遠近に依り運賃の點に於て已に非常の差違有之故に將來も益々清國産棉を輸入するの利益たるは疑なき事に有之而して其清國輸入の産棉を以て製品となし以て同國に輸出するに於ては工銀を内地に收むるを得べく是れ彼我貿易上の利益にして其結果邦家の利益と相成邦家經濟上に於て甚だ得策たるべき事と信用罷在候故に政府に於かせられて營業者を保護すると同時に貿易上の利益を保護進歩あらせらるるの御見込を以て何卒輸出關稅免除被成降度營業者一同請願仕る義に有之候然るに於ては營業者は愈々一致協力濫賣をなして漁夫の利と相成るが如き事も誓て不仕永く輸出品の一として御國益と相成候様努力可仕候間願意御採用義偏に奉懇願候」

明治二十三年の恐慌に直面して確立當初の紡績業が國內市場の狹隘に如何に頭を悩ましたかが手に取るように

ある。明治二十年を中心とする工場の増設増産にも拘らず、未だ家父長的農家經營の手になる手撚糸の多數存在するあり、況して安價な棉花を原料とする英三糸の流入があつてみれば、わが國紡績業は嫌でもその販路を海外に求めねばならなかつた。そしてそれこそ他ならぬ朝鮮支那市場だつたのである。右引用中に於ては省略したけれども支那市場に於ける相場を精密に調査することにより日本紡績業者は如何に輸出關稅の撤廢を希求したるか。

兩請願書提出後運動は引續き執拗に續けられて行つた。日本版自由貿易論者田口卯吉氏を招いて「輸出稅全廢せざるべからず」と題する講演をなさしめたものが、明治二十四年三月二十五日發行の聯合紡績月報に掲げられてゐるが、それには觸れないことにしよう。その後八月の同紙には「大阪紡績會社にて左二十手五梱を去る三十日神戸出帆の尾張丸に積込み厦門日本郵船會社代理店ピーターセン商社へ向け輸出せしが之れぞ内國産の綿糸を同地へ輸出せし嚆矢とす。」とあるが、漸々待望の海外輸出も始まり、輸出關稅の撤廢は切實なるものとなつて行つたらしい。十一月二十六日臨時聯合會が帝國ホテルに於て開催されたの如き議決を行つてゐる。²²⁾²³⁾²⁴⁾

一、帝國議會開會中は臨時聯合會を東京に置き置く事

一、地方同盟會員中より在京委員四名を撰定し尙ほ東京在住の委員三名と共に請願事務を專任する事

こうして運動は漸く議會運動にまで高まつて行つたのである。その間にも十二月二日附報知新聞、七日附日本新聞、十五日附國民新聞の贊成論文に勵まされたり、東京商工會議所に於ける滿場一致の贊同を得たりすることがあつて愈々二十五日には貴衆兩院へ請願書提出の運びに至つた。第二議會は同夜衆議院解散となり、法律案としての提出は第三議會まで延期されねばならなかつた。第三議會に至り明治二十五年六月八日法律案として提出

せられ、同十三日の議事日程に上つてゐたが、議事輻輳のため終に議決されるに至らなかつた。第四議會に於て先づ棉花輸入關稅が加藤政之助・浮田柱造兩君によつて提出され、後に自由黨よりも別個に提案がなされた。明治二十六年二月の大日本綿糸紡績同業會報告は同議會の議事を次のようにかかげてゐる。「吾人の一日千秋の思を爲し其通過を待ちつつありし棉花輸入稅免除法律案は愈々本月二十日衆議院を通過し直に貴族院に送達せり。抑も同案は已に昨年十二月十九日を以て特別委員會に於て可決し爾後本月に入り一月九日開會以來毎日引續き議事日程に上りたるも多議案の爲め議するに至らず、漸く本月十六日に至り特別委員長より委員會可決の報告あり、一二の反對ありたるも贊成者多數にて第二讀會を開くに決し、去二十日の議事日程第二にて第二讀會開きしに一二の反對者ありたるが結局出席者總員百七十四名の内贊成者八十八名反對者八十六名即ち二名の多數を以て第三讀會を開くに決し、直に引續き第三讀會を開きたるが是又出席者總員二百三名の内贊成者百七名反對者九十六名即ち十一名の多數を以て全く衆議院を通過せり……而して衆議院議長は同案の可決せらるるや直に之を貴族院に送達せり。」²⁵⁾同貴族院に於ては開期僅少にして遂に採決さるに至らなかつたが、ここに於て棉花輸入稅免除法律は漸く勝利への曙光を望むことが出来たと言えよう。綿糸輸出關稅についてはこれよりさき二十五年十二月二十二日貴族院に於てその免除を建議するところあり、二十六年第五帝國議會に於て政府提出の法律案として議會に提出された。棉花輸入關稅撤廢が棉作農民と關係あるため種々の反對に遭遇したのに對し、綿糸輸出關稅免除はさしたる反對なくして衆議院を通過し（明治二十六年十二月十三日）、議會解散のため第五議會に於ては成立の運びに至らなかつたが、明治二十七年五月二十二日第六議會に於ける政府提出法案として先づ衆議院を通過し、五月二十四日同貴族院をも通過し、ここに法律第四號として公布せられるに至つた。²⁶⁾

外國に輸出する綿糸は明治二十七年七月一日より海關稅を免除す

綿糸輸出關稅撤廢への道が割合平坦であつたのに對し、本邦棉作農民の犠牲に於て施行さるべき棉花輸入關稅免除はその後も容易に成立するに至らず、第四議會で開期切迫のため握り潰しの運命をかこつたあと、更らに第五議會に中野武督君(關進黨)栗原亮一君(自由黨)により提案せられねばならなかつた。その頃から農民・地主の側よりの反對運動も漸く激しく、明治二十六年十二月の大日本農會報告は、激烈な口調で紡績業者攻撃の口火を切つてゐる。²⁷第五議會解散後更らに第六議會に於ても栗原亮一君(自由黨)外十一名によつて提出されたが、同議會に於ける綿糸輸出關稅免除法案の成立にも拘らず、同法の成立は更らに延期せられねばならなかつた。かくして明治二十七八年の日清戰爭中にも引續き同運動は繼續され、遂に成立の運びに至つたのは明治二十九年の第九議會に於てである。²⁸この第九議會に於ては既に政府提出の法律案として提出するまでに機は熟してゐたのであるが、同議會に於ける諸質問は、この案の成立に至る過程が必ずしも易々たるものでなかつたことを物語るものとして興味深い。衆議院第一讀會に於ては先づ特別委員長栗原亮一君登壇して説明を行つた後、東尾平太郎君登壇代表的な反對意見を開陳した。東尾君は先づ紡績業の發達が最早政府の保護を必要とせずとの論旨を述べて曰く「抑々日本の聯合紡績會社が棉花輸入稅免除の運動を致したのは、明治二十二年でございます、明治二十二年に團結して農商務省に請願し、明治二十三年に帝國議會に運動を始めたのでございます、如何にも明治二十三年の頃には、紡績會社の數も少くあり、僅々錘數も十一萬か十二萬か位であつたが、經濟社會の恐慌よりして紡績會社が非常に困難の時でございます。最初出願の際なれば之を保護する必要もあつたかと考へますが、今日紡績會

社の景況は如何でありますか、今明治二十年よりの發達進歩の程度を簡單に述べて見ますれば、明治二十年は錘数が僅七萬錘、二十一年には十萬、二十三年には二十七萬、二十五年が三十七萬、二十六年が四十九萬、二十七年が六十六萬、二十八年には九十八萬、殆んど百萬錘に垂んとして居ります。僅に九箇年の間で十四倍の進歩をしたのは、實に長大の進歩と謂はなければなりません。斯の如く進歩を爲しました結果として、輸入の綿糸は明治二十一年には四千七百萬圓でありましたが、今日は僅な細糸のみ千斤内外のものでございます。斯の如く政府の保護奨励をさせなくても、發達進歩しつゝあるものに對して、今日何の必要があつて政府は此免除法律案を提出されましたか、吾々は其理由を解することが出来ませぬ。」更らに轉じて東尾君は棉作保護の急務を説いてゐる。「それで抑々我國の内地の棉作の景況は如何でありますか、今日此輸入税を廢さなくても非常に衰頹の位置に沈論して居ります。二十年には十萬町、二十二年には九萬町、二十四年には八萬町、二十五年には七萬町、二十八年には六萬町現在僅か六萬町に減じたのでございます。若し今日の勢を以てしますれば、一箇年に五千町歩宛減じますれば、十二箇年にして到底日本の棉作は亡滅に歸すると考へる、今にして人世の生活に必要な内地の棉作を顧みずして、徒らに是等の税を減すると云ふことは、國家の長計であるまいと信じます。」ことわりは農民の側にあるのである。然るに如何せん多額の運動費を投じて宣傳する紡績業者と異り、農民は上京する旅費にもことかく、さう東尾君は論するのである。「此紡績會社は明治二十二年より二十三年に引續いて、今年に至るまで、數萬圓の金を投じて東京で運動することを開きます悲しいかな之に對して農民は貧賤にして旅費なく運動するに力なく、若し運動するものは勝ち、運動せぬ者は負けると云ふことになりました。我が國民を如何せん實に遺憾の至りに堪へませぬ。」東尾君の熱心なる反對演説にも拘らず、同法案は多數を以て第一讀會を通過し、

續いて第二第三讀會を経て貴族院に送附せられたのは三月十一日であつた。貴族院に於ける反對の急先鋒は田中芳男君であつた。田中芳男君の論旨も前記衆議院に於ける東尾君のそれと大差なく「農業家の如きものは唯共同團結することも出来ず地方々々に固着して居つて知らず識らず其の影響を蒙つて、詰り旻天に號泣するより外仕方がないと云ふ境界に陥る、一方は共同團結して運動も同じくして居る、どうしても一方の勢が宜しい其の共同團結も出来ず唯旻天に泣くやうな者を助くる人は更に無い、本員の如きは是等の旻天に號泣して居る者を助けたいと考へて居ります³²⁾」と先づ農民の無力に同情を寄せ、次いで紡績業が最早保護を必要とせぬまでに發展した點について縷説してゐる。唯田中君に於いてやや異なる點は、既に同法案の通過止め難きを察してか、棉花輸入關稅撤廢後他の方法による棉作獎勵に於いて言及してゐることである。「要點だけに致します、只今申します通り八萬町歩も有ります地面にどれ位人間が有るかと言ふことを考へて見ても分る、只今棉作のみをして生活してゐる人間を調べて見まするに四千九百二十三萬九千四百五十人居る、其人間がどうも此外國から綿が入つた以上は次第に衰微して零落してしまふ……それ故に他の事は止めまして本員の望む所を述べますると勢ひ今日の棉花輸入税の免除と云ふものは勢のある問題でありますから若しも是が通過致したならば、それに代る所の方法を何か一つ欲しいと思ひます、それは即ち内地の棉作を獎勵して貰ひたい……我が國の棉作のまるで絶えないやうに致したい、此絶えないやうに致しまするには内地に棉作人を保護するばかりではありませぬ、萬一事が有つた時に内地に少しも綿の無いと云ふことになりましたならば人民は饑寒に苦しむと云ふことになりはせぬかと思ひまするからして是非ともそれだけの事はせねばならぬと考へまする」³³⁾長々と引用したが要するにこれらの反對あつたに拘らず遂に第一讀會を通過し引續き第二讀會第三讀會はすると通過することとなり、明治二十三年以

來秋期に運動を続けられた棉花輸入關稅撤廢案は終に法案として成立するに至つた。時に明治二十九年三月二十六日。

外國より輸入する棉花は明治二十九年四月一日より海關稅を免除す

ひとはこの運動に關連して十九世紀の初頭から中頃の英國に生起した穀物條例廢止に關する運動を想起するかも知れない。けれどもその表面上の類似にも拘らず、これら日本の自由貿易運動は英國のそれと根本的に異つてゐる。英國における自由貿易運動を指導したものが、既に十七世紀において絶對主義權力を打倒したブルジョワデーであつたのに對し、日本の自由貿易運動を指導した綿業ブルジョワデーは、これまで述べたところから明かであるように、それ自體前期的な性格をもつた商人資本や土地貴族の轉化したものであつた。彼等は絶對主義權力に對してどうどころか、むしろその庇護の下に、それと妥協しながら自らを確立していつたのである。彼等は棉花輸入關稅撤廢に關して地主と對立した。けれどもその對立は棉花輸入のみについての單なる日常的利益にのみ關連するところであり、決して半封建的性格をもつた地主的土地所有のものに對立したのではない。それどころか半封建的土地所有の故に提供せられる高價なる勞働力は、綿業ブルジョワデーによつてたつ根據とさへなつてゐるのである。

(2) 綿織物 綿織物業の確立の第一の指標となる綿布生産高の綿布輸入高凌駕は、明治十八年になされてゐる。そして織機が輸入統計に現われるのが明治十六年であり、それまでは大量の織機の輸入がなかつたとみることが正しいとすれば、明治十八年における内地生産高の輸入高凌駕は、主として土産的綿織物業の編成替によつて行

われたと見なければならぬようである。大阪府泉南の例についても、明治十年頃には下機が全面的にチヨンコ機に改良され、企業形態もマニユファクチュアの集合經營が現われ始め、生産力が急激に上昇している。

更らに明治二十一年從來のチヨンコ機に代つて太鼓機なるものが發明され、太鼓機の普及につれて、いわゆる出機制度が廣く採用されるに至り、また出機屋であるとともに、自身の生産設備を有し、織工を持つて營業するものが廣汎に生れてくる。即ち明治十年代の末から二十年代にかけてマニユファクチュア乃至は資本家的家内労働の段階に入るのである。紡績兼營の力織機による織物は、「明治二十三年に大阪紡績會社が汽織機三百三十三臺設備の分工場において本邦最初の『完備なる汽織工業』を開始して以來、殊に同三十五年頃から……激増」したものである。それに併行して明治四十年代に入ると日本人の發明にかかる豊田式力織機が普及し、これがマニユファクチュアを機械制工場工業に轉化し、確立の第二指摘として選ばれた明治四十二年の綿布輸出高の輸入高凌駕をもたらず。

かくして産業資本確立期における日本綿業の編成は、大資本を以て經營される紡績業を頂點とし、數多い綿織物マニユファクチュア及び問屋制家内工業を下部構造とするピラミッド型をなしている。そして注意すべきことは、紡績業者は自ら兼營する織布業において中小織物業者に對して優位に立つのみでなく、中小織物業者の原糸購入及び製品販賣の過程においてこれを從屬化せしめたことである。かれらの取引系統は地方によつて異つてゐる。ある地方では直接の取引先は地方問屋であり、地方問屋を通じて都市の大問屋に連なつてゐるし、ある地方では直接に都市の大問屋と取引を行なう。紡績業者と密接な關係を保つこれらの問屋は、大抵の場合糸商と綿布の輸出商を兼ね、商業資本的に中小織物業者を從屬化せしめ、これを支配するのである。およそこうした編成を

とつた明治二十年代三十年代の綿業におけるオール・マイテイが紡績業者であることは明らかであり、貿易政策においても政治的影響力はかれらのみ限られていたのは當然である。既に觀察した二十年代の自由貿易運動が、綿糸輸入關稅の撤廢ではなくして、綿糸輸出關稅の撤廢に向けられたことは、その運動がひとり紡績業者の利害にのみ關連していたことを物語つてゐる。綿織物業者は安價な紡糸を、従つて綿糸輸出關稅の撤廢ではなくして、綿糸輸入關稅の撤廢を希望したにちがいない。けれども彼等は自分達の經濟的要求を政治的要求にまで組織化するには未だ無力であつた。彼等がそのような力をもつことができたのは、四十年代以後における力織機の普及によつて全面的に工場工業化したのちであり、第一次大戰中の發展を経た大正十年代の恐慌期においてであつた。大正年代の中小織物業者、メリヤス業者による綿糸輸入關稅撤廢運動をみよ。

- (1) 山田盛太郎「日本資本主義分析」三七頁
- (2) 大日本蠶糸會「日本蠶糸業史」第二卷一四三頁
- (3) 山田盛太郎「日本資本主義分析」三八頁
- (4) 大日本蠶糸會「日本蠶糸業史」第一卷二二九―二三〇頁
- (5) 山田前掲四〇頁
- (6) 大日本蠶糸會前掲第二卷四八一頁
- (7) 大日本蠶糸會前掲第一卷二二六頁
- (8) 同上
- (9) 堀江英一「近代産業史研究」七八頁
- (10) 絹川太一「本邦綿糸紡績史」第二卷三八九頁
- (11) 連合紡績月報一四號(明治二十三年六月)

- (33)(32)(31)(30)(29)(28)(27)(26)(25)(24)(23)(22)(21)(20)(19)(18)(17)(16)(15)(14)(13)(12)
- 紡織月報六號(明治二十四年二月)
 - 明治二五年
 - 紡織月報六號
 - 連合紡績月報一四號(明治二十三年六月)
 - 阿右
 - 綿川太一前掲第五卷參照
 - 連合紡績月報一四號(明治二十三年)
 - 連合紡績月報一七號(明治二十三年九月)
 - 連合紡績月報一八號
 - 連合紡績月報二一號(明治二十四年一月)
 - 連合紡績月報二三號(明治二十四年三月)
 - 紡織月報二號(明治二十四年八月)
 - 紡織月報五號(明治二十四年十二月)
 - 大日本紳糸紡績同業會報六號(明治二十六年二月)
 - 大日本帝國議會誌第二卷參照
 - 大日本農會報告一四七號及一七三號參照
 - 大日本帝國議會誌第三卷
 - 大日本帝國議會誌第三卷
 - 大日本帝國議會誌第三卷
 - 大日本帝國議會誌第三卷
 - 大日本帝國議會誌第三卷

(34) 佐藤前川共著「中小工業の實態」二九頁以下
(35) 山田盛太郎前掲二六一—二七頁

三 生産手段生産部門の未發達と輸入貿易

(1) 鐵 鋼 明治三十四年官營八幡製鐵所の設立に至るまでの日本鐵鋼業は極めて微々たるものであつた。統計上最初にあらわれた明治七年における銑鐵生産が五千吨であり、それから二十年後の明治二十七年に至つて未だわずかに二萬吨に足らない状態であつた。そしてその大部分は釜石において生産せられていた。鋼材生産については常に千吨内外にすぎず、その大部分を輸入に仰いでいた有様である。しかもそれは殆んど陸海軍工廠に限られており、民間會社の設立も計畫せらるるにはせられたが、多くの場合成功をみずして終つてゐる(例へば明治二十三年の日本製鋼會社)。日本製鋼會社設立の失敗が直接の原因となつて、官營工場設立の方針が決定され明治二十四年の第二議會明治二十五年の第三議會に製鐵所設立費を海軍豫算として上程しているが、協贊に至つていない。明治二七・八年の日清戰爭はこの計畫を一般的に頓挫せしめたが、戰爭によつてその必要は却て強く痛感せられるに至り、明治二十九年の第九議會において終に協贊をうるに至つてゐる。その豫算に添附せられた説明書は官營八幡製鐵所設立の動機を伺ふに十分である。「軍事上並に工業上製鐵所の必要を感ずること既に久し、然り而して今日は既に其極に達せり、昨年来殊に鐵材の需要其數を増加し、之が不足を告げる事愈々急なり、尙來軍備上の需要工業上の用途並に其必要を感ずる事層一層大なる可し、今にして内國に製鐵所を起さざれば爲に國財の外溢甚しきのみならず、目下の急務たる軍備の獨立を計らんとするも到底得るを望む可からず、不幸にして一

朝事ある日に際し内に供給の途なく外に購收の使なきときは、幾多の軍艦製造所數多の兵器製造所あるも我に於て鐵材を得るの由なき爲めに至大の困難に陥るや必然なり、故に軍備を完全ならしめんとせば、須らく其根本たる製鐵業を起す可し、是れ軍備擴張の企畫と共に製鐵所設立案を提出する所以なり」「今本邦に於て諸鐵材の需要高を調査するに、一箇年十三萬噸内外なり而も其種類形狀に至りては、其數實に夥多にして盡く之を製造せんとせば、隨つて巨額の資金を要し、經濟上不得策のみならず、事實成立上困難亦少からざれば、先づ凡そ一箇年六萬噸を製出し得可き工場を設立し、漸次事業を擴張せんとす。其六萬噸の内三萬五千噸はベセマー鋼、二萬噸はマルチン鋼、四五千百噸は鍊鐵、五百噸は坩堝鋼より成る製品とす。而して其原料たる銑鐵は之を民業に委し、民間より購入する目的なりと雖も、如何せん民業未だ此度に達せず、加之ベセマー鋼製造には一定特質の銑鐵を要するを以て、其の原料たる銑鐵四萬二千噸は若し民間に於て之を供給する能はざる場合には製鐵所に於て之を製造するの見込なり、前記の理由により、創立費四百九萬五千七百九十三圓四十錢を要す。」原料として使用すべき鐵礦石については最初國內産を以てこれに當てる豫定であつたが、明治三十二年中國の大冶鐵を確保することができ、明治三十四年から事業を開始している。官營八幡製鐵所の設立せられた結果銑鋼ともにその生産を増加し、明治三十四年から三十八年に至る五ヶ年平均では、銑鐵が五萬五千噸で國內總需要に對する四五%、鋼鐵が四萬二千噸で國內總需要に對する一六%を生産するに至つてゐる。かかる飛躍的な増加にも均らず、この數字から見ても明らかなように、日本の鐵鋼部門はその發達が既に觀察した消費資料生産部門に比して極めて後れてゐるといはねばならない。漸く民間企業がおこり初めるのは、明治三十七・八年の日露戰爭を契機として日本資本主義が端初的に帝國主義化し初めて以後である。即ち明治三十八年に神戸製鋼所、米子製鋼所、四十年に輪西製

鐵、日本製鋼所、四十四年に滿洲本溪湖煤鐵公司が相次いで設立せられているのである。そして鉄鋼ともに漸く國內總需要の半以上を生産するに至るのは、第一次世界大戦中の發展を経て、日本資本主義が本格的に帝國主義化して以後である。明治二十年代及び三十年代、消費資料生産部門における産業資本確立の時期は、生産手段部門にあつては八幡製鐵所を中心とする官營時代であることができ、大正年代における鐵鋼業確立の時期は同時に獨占資本確立の時期でもあつたのである。従つて明治二十年代三十年代における鐵鋼はその大部分を輸入に仰がねばならず、鐵鋼輸入は常に總輸入中の五%或ひはそれ以上を占めており、主要輸入品の一つとなつていた。

このような状態であつたから明治三十二年の第一次關稅改正においても、鐵鋼に對する輸入税はそれほど引上げられなかつた。三十二年の關稅改正は一應形式的には關稅自主權の確立であつたに拘らず、多くの協定稅率を伴つたため、實質的には關稅率の引上は不可能であり、これが産業の保護にとつて極めて不利であつたといわれているが、鐵鋼に關しては、その大部分輸入に仰いでおり、且つ國內産業の勃興が未だおこつていなかつたため、大した影響をもたなかつた。定率法による稅率の平均が八・七%であり、協定稅率を含めた平均が八%であつて、江戸改稅約書による從價五%に比して大した引上となつていない。協定稅率が恠慚に感じられ始めるのは、その後國內産業の發展に伴ふ定率法改正によつて國定稅率が次第に引上げられるようになってからである。明治四十四年の第二次關稅改正によつて日本は實質的にも關稅自主權を確立したものであるが、當時においてさえ、鐵鋼等は漸く興り始めたばかりで、未だ保護關稅を利用する能力をもたなかつた。鐵鋼業が保護關稅を利用する能力をもつたのは、第一次大戦中における發展を経たのであつたが、その時には既に早く關稅は、保護關稅である

と同時に國內市場の維持關稅でもあるし、更らに進んでは、カルテル助成關稅としての役割さえ持つに至つていたのである。要するに明治二十年代三十年代における鐵鋼業は漸く官營の時代に入つたばかりであつて、保護關稅を利用すべき能力をもたず、却てその政策は鐵鋼業原料たる鐵鑛石の輸入稅廢止という方向に向つてゐるのである。それはちやうど日本の紡績業が原料棉花の輸入稅撤廢という政策をとつたのと同様であつた。

(2) **機械器具** 明治絶對政府の手あつい保護によつて軍事的意義をもつた機械器具工業—造船、車輛工業の發展にも拘らず、本來の意味における機械工業の發達は著しく立遅れ、これらのものの供給は主として外國からの輸入に仰いでいたのである。いま小林良正氏が日本資本主義發達史講座の「交通機關の發達と内外市場の形成」展開」において作製された表をみると、當時における機械・器具の需給狀態の概要を知ることができる。統計表は船舶、車輛、計器、鐵砲、學術機械等を除外して作製されている。また原動機に準ずるものなかには、起重機、ポンプ類、機關車類が集計されており、殆んどが機關車、炭水車である。×印原動機は全部發電機又は電動機であることが注意されている。

機械・器具類需給表 (明治四十二年現在) 單位千圓

	A 生産額	B 對國內留保%	C 輸入額	D 輸出額	E 國內留保額
機械・器具類	二、四八	三元	一八、九一	九七四	二八、六五
内、原動機類	五、六八	五二	五、四六	× 三三	一〇、七六
同、右に準ずるもの	一、二七	三三	三、七〇	× 八〇	四、八〇
同、通信用電氣機械	六三	九三	一〇	五六	九六
同、作業機械類	三、〇一	三〇	九、一〇	五六	三、一〇

軍事的意義から當時すでに發達していた造船工業、車輛工業を除いて考えても、相當に發達しているのは軍需工業に準すべき通信用電氣機械であり、また原動機がその五二%を國內供給に仰いでいるがその主たるものは造船所の生産にかかる艦船用のものであり、これまた軍事的意味のものである。これに反して作業機（紡織機械、工業機械）の發達は遅々としており、輸出額中に現われているのは、豊田機械、印刷機、繰綿機等の朝鮮、中國への輸出であり、歴倒的部分は輸入に仰いでいたのである。小林氏の作製せられた表はこのような事實を物語つてゐるものと思われる。豊崎教授も「日本機械工業の基礎構造」において同様の指摘をなされている。即ち明治期における機械器具工業發達の特異性として教授は次の三點を擧げる。(1)機械器具工業の發展は、消費資料生産部門就中紡績業の發展と必らずしも體系的に結びついていないこと。(2)造船、車輛電氣機械を含む原動機類が軍事的意味をもつた交通業に對する政府の保護に育成されて跛行的に發展していること。(3)工作機械工業の發達が著しく停滞的なこと。

このように重要機械の歴倒的部分を輸入に仰いでいた状態であつたから、明治三十二年の關稅改正においても、機械器具は全部協定稅率をまぬがれ、國定稅率を適用せられることになり、江戸改稅約書の從價五分から從價一割に引上げられた。一割に引上げられたとはいうものの、これを以て日本の機械器具工業を保護するに十分であるというわけではなく、それは單に關稅收入を増加したにすぎない。それならば更らに關稅を引上げればよいという議論が生れるかも知れないけれども、たとひそれ以上關稅を引上げたところで、それによつて育成せられるには日本の機械器具工業は餘りに幼稚でありすぎた。引上はむしろ徒らにそういった機械を使用する産業の發展を阻止する作用をもつたにちがひなく、そういう意味で一割以上に引上げることが不可能だつたのである。三十

九年の改正で一割五分、二割或ひはあるものは五割にさへ引上げられ、更らに四十四年の第二次關稅改正に至つて漸く保護關稅としての色彩をもつに至つていたのである。

- (1) 富永祐治本邦鐵鋼業と關稅八一九頁の統計參照
- (2) 同右三〇頁―三一頁
- (3) 小林良正「交通機關の發達と内外市場の形成」展開「日本資本主義發達史講座」四〇頁
- (4) 豐崎稔「日本機械工業の基礎構造」二九頁以下

四 農工の不均等と農産物の輸入

最初外國の資本家的商品の輸入、次いで國內における資本主義の發達によつて打撃を蒙つたものは、封建的な農業よりもむしろさういつた封建的な生産的基礎の上にたちながら既に或る程度商業化した農業であつた。何故ならばかかる農産物がまづ資本家的な競争の前に立たされるからである。わが國における資本主義の發達はまづ舊來の棉作を危地に陥れ、次いで米穀生産の不足を暴露してゆき、明治二十年代から四十年代にかけて、それぞれ棉花輸入及び米穀輸入に關する重大な問題を惹起してゐる。試みに明治二十五年の主要農産物輸入表をかかげれば上のようになつてゐる。

(1) 棉 作 最初移植された近代紡織業を内地棉花

昭和二十五年輸入重要農産表

花 糖 類	12,324,655圓
棉 砂	9,604,350
豆 類	2,712,044
米	2,052,901
草 類	1,199,383
皮 類	824,652
油 類	313,390
煙 草	302,501
羊 毛	278,737
麥 粉	213,217
苧 類	1,888,165
其 他	31,663,995
計	

(大日本農會報告 147 號 明治26年12月より作製)

と結合しようとする試がなされたが、資本家的な紡績業と半封建的な基礎の上にたつ内地棉作の結合は所詮不可能であり、明治二十年代に入つて紡績業が確立せられるにつれて棉化の凋落は決定的となる。その証明として山田教授は日米一農夫當りの棉作比較表を掲げて居られる。

米國農民の場合	耕作反別 (ヘクタール)	實綿産額	繰綿換算一斤の價格	總價格	諸	純
日本農民の場合	0.5	100	0.15	15.00	16.00	15.00
米國農民の場合	40	2000	0.10	200.00	230.00	33.00

この比較をみると日本に移植せられた近代紡績業が、外棉に結びついていくことが直ちに理解せられるはずである。明治二十年代紡績業の勃興に反比例して棉作が凋落していったことは次の表から明らかである。

棉作反別(町)	紡績 錘 數
98,469	70,220 明20
80,151	377,162 明24
71,834	447,376 明25
60,564	663,749 明27

(大日本農會報告173號明治29年2月より複製)

紡績業者による棉花輸入關稅撤廢運動はかかる情況のうちに行われたものである。既に述べたように結局紡績業者の運動は奏功し、明治二十九年一月から、同關稅は撤廢せられたのであるが、これに對し、地主、農民の側よりする反對運動ももちろんないことはなかつた。即ち明治二十六年の第五國會に棉花輸入關稅撤廢に關する法案が提出せられるや大日本農會報告は激烈な口調で紡績業者攻撃の口火を切つていたのである。同報告は棉花輸入關稅撤廢を要求する紡績業者の主張を一つ一つ反駁したのち次のように述べている。「以上の要旨を吟味するに皆その要を得ず、我

國は棉作の適産地に非ずというも彼れが所謂適不適とは海外各國と比較上の論のみならずれば數百年來我ケ國の

産物として我同胞に暖を取らしめ得たる物産を何に因りて適せずとするか、方今漸次需要の額を増すに其産額は全國民を衣被せしむるに足らずとして此物産にまきを置かずとは抑々何等の暴論ぞや、若夫れ本國の全需要を充すに足るの物産に非ざるよりは他國の産品をして壓倒せしむるを國家經濟の上策なりとせば、我國に於ける砂糖なり煙草なり藍なり麻なり悉く皆棉作を損斥すると其撥を一にせざるべからず、宇宙間國を立するもの豈斯の如き暴論を容るるの地あらむや、このような調子で紡績業者の主張を反駁しながら次のように結んでいる。「要するに本會が切望する所は紡績業者に向ひては大いに關稅免除の非なるに觀念を促し棉作業者に向ひては努めて作業改良の急なるの注意を喚ひ舊に共に國家的觀念を以て大に猛省奮勵する所あらしめ而して當局者に向ひては我棉作業の現狀に照し輸入棉花との關係に就き深考熟慮以て之に相當の施設あらむことを望むと已まざるなり、本會が我棉作業の改良進歩を企圖するや久し其方法手段に於ては劃策一二にして止まらずといへとも今や關稅免除の説日に高きを以て情勢默過する能はず因りて抱懷の一斑を陳へて深く當路者の注意を冀はむと欲するものなり」明治二十七・八年の日清戰爭中も紡績業者の運動は續けられたが、再び議會の問題になつたのは明治二十九年の第九議會においてである。第九議會で遂に棉花輸入關稅撤廢は決定されたのであるが、大日本農會は更らに重ねてその見解を明らかにしている。「本會嚮きに海外棉花輸入關稅の蠲免に關するの意見を發表し以謂らく棉花は我國の重要物産なり而して輸入棉花の耕作を撲滅し以て無數小農を悲慘の境に陥擽し方に隆盛の域に進むの紡績業に助成し以て有數の紡績者に施惠する所謂貧に奪うて富に資かんと欲するものにして經國家の當然排斥すべき所なりと、爾後免稅の議漸く熄んとするの勢ありしか今や復戦後の經營という名に籍り其議再燃を致すの不幸に際會し政府も亦免稅を帝國議會に提出せりと聞く、意うに輸入棉花の關稅を蠲免するの非なるは今日猶ほ昔日

の如きのみ、固より意見を論ゆべきの理由あることなし、而して戦後の經營上農業の振興益々之れ急なるの時に際し何の必要ありてか此有害にして殆ど無益なる方策を實行せんと欲するぞ、是の如きは識者の固より與せざる所、本會亦た沈黙して可なるに似たり、然れども事苟も農民の福祉の消長に關し國家の盛衰に及ぶの虞ある以上は本會の職分として徒らに傍觀の位置に立つべきにあらず、故に復た重ねて意見を公にして以て大方の考慮を煩はす、若し夫の言の重復に互り説の陳奏に屬するあるを願ふるに暇あらざるなり」さきにみたように紡績連合會と大日本農會のこの論争は結局紡績連合會の勝利に終り、明治二十九年四月から棉花輸入關稅は撤廢され、日本綿業の外國棉依存の體制は決定的となつたのである。

(2) 米 明治政府の成立以來米穀の輸出入は、價格騰貴の際の輸入、價格下落の際の輸出という政策を繰返している。けれども一般的にいって農産物の自給は可能であり、どちらかといへば出超を示していたのである。従つて農産物とくに米は江戸改稅約書以來無稅であり、明治三十二年の第一次關稅改正において他の農産物の多くが五分の輸入稅を課せられたのちにおいても引續き無稅であつた。けれども二十年代以後に於ける資本主義の發達は、漸く農工の不均等となつてあらわれ、まづ棉花輸入に關する問題を生じ、次いで米の問題を生ずることになつた。即ち米は明治三十二年の出超を最後として入超に轉じ、ここに輸入關稅の問題が日程に上つたのである。明治三十八年には日露戰爭下の「非常特別稅法」によつて從價一割五分の課稅がなされ、翌三十九年の關稅定率法改正においては、百斤につき〇・六四圓の從量稅が決定される。更らに明治四十四年の第二次關稅改正を前にして、米穀關稅の問題がとくに大きく取上げられ、明治四十一年十二月の社會政策學會第二回大會は「關稅問題と社會政策」につき活潑な論戰を斗わせている。この論戰は當時における日本資本主義の動向を示すものとして

極めて興味ぶかい。大きく別けていえば農業保護關稅の廢止を主張し、英國的な工業立國を主張する人達と、農業保護關稅の設置に賛成する人達に分れた。この後者に屬する人達といえども、もちろん舊式の農本主義を主張するわけではなく、一應工業の發展を認めたと上で、しかもなほ農業保護を主張するのであり、前者と區別せられる點は、極端な表現をとれば、前者が自由主義的であるのに對し、後者は帝國主義的であつた點である。二十世紀の初頭獨逸社會政策學派で同様の論争が行われているが、その時の立場になぞらえるならば、前者がブレンタノ的であるに對し、後者はワグナー的であるといえよう。神戸正雄博士、堀江歸一博士が前者に屬し、矢作榮藏博士、酒匂常明博士等が後者に屬した。いま兩者の主張の骨子を、農産物自由貿易論、農産物保護貿易論として次に引用しよう。

(A) 農産物自由貿易論(堀江博士の一節)

「近年の貿易狀態から云ひますると、日本固有の製造品は、之を歐米諸國に輸出する、而して機械工業其他の製造品は之を盛に東洋諸國に輸出し、而して此の機械工業の製造品を輸出して居る代りには東洋諸國からは機械工業を維持するに必要な原料品食料品を輸入する事實になつて居る、尤も之に對しては多少エキセプションはある、即ち棉花を亞米利加から遙々持つてくるといふ事の如きは、一つの除外例でありますが、さういふ事を除きますれば、日本固有の製造品は歐米諸國に輸出し、機械工業の製造品は東洋諸國へ輸出し、其の代りに是等の國から原料品食料品の供給を受けるといふ位置に立つて居るのであります、今日日本が斯かる貿易上の狀態になつて居る、其の時に先程から一部の方々に依つて主張せらるる如くに日本が心得違ひにも農業保護の政策をとり、而して穀物を始め農産物に對して重い輸入税を課して其の輸入を排斥する、さうすれば内地に於て工業を營む者は獨逸と

同じやうに價の高くなつた農産物を消費し、或は價の高くなつた所の原料品を使用して工業を營むと云ふ状態に陥る、幸ひに斯かる政策の下で日本の内地の農業は盛んになつて來るとした所が、一方では關稅の爲めに東洋諸國から日本へ食料器、原料品として輸入されて來る所の貿易は制限される、一方で價の高い所の原料品、食料品を使つて作られた所の工藝品であるから、是れ亦價が高くなりまして、歐米諸國に向つて輸出することも出來なければ、東洋諸國に向つて輸出しようとしても出來ない、斯う云う結果に陥るのであります、かうして日本で農業保護の關稅策を執るといふことは、食料品又は原料品の如き貨物が東洋から日本へ輸入されて來るのを妨害し、而して東洋諸國へ向つて輸出さるる機械工業の製造品の販路を防遏することになる、然らば其の結果として現はれて來る所のものは何であるかと言へば、日本獨り東洋に於て孤立經濟を營まなければならぬといふことになるのであります。

(B) 農産物保護貿易論(酒匂博士の一節)

「今日の日本の商工業の發達というものは、大變に學問が進んでいる、技術が發達している、或は金があつて商賣が上手であると云ふような事ではなくして、詰り此の輸入品を段々と退けて行く、或は清韓は勿論、歐米にも品物を出して行く、其の理由は何でありますかといふと、生産費の安いと云ふ處に在る、品物が良いといふのには無い、生産費の安いといふ處に在る、其の生産費の安い理由は二つあると思ひます、其の第一は日本の小工業、家庭工業、所謂副業であるのです、此の小工業が合計して大なる生産となる、大分木綿物を着て居らるる諸君が多いようでありますが、是は實に安くて結構なものであります、暖くて値段が安い、吾々の最も貴重すべき着物である、何ぞ此の木綿物も安いか、是は悉く農家の副業として、實に勞力の充分に出來る所の若者の男など

が田畑で働き、家に居る老幼婦女、是等の者も織物に從來して安く拵へる、海外に賣出す所の生糸はどうである、日本第一の輸出品、國家の命脈は之れに繫ると云ふ所の生糸、亞米利加に歐羅巴に一億圓以上のものが出る、絹織物を合せますれば一億五千萬圓にもなる、此の養蠶をして生糸を生み出すものは何であるか、農家の副業である、養蠶專業でやつたら成立たぬ、米を作り畑に物を作り、而かして傍らに老幼婦女が従事して安く生産するから、支那の糸、佛蘭西、伊太利の糸を屏息せしむるといふことになつたのであります。殊に農業と云ふものは米が必要である、農業が衰へると云ふことになつたならば、總ての副業、小工業、家庭工業と云ふものは日本に無くなつて了ふ……………之が第一の關係、第二は同じく工業に對する努力の供給、唯今は農家の副業、農家自らの工業生産の點から觀察したのですが、今は大工業、唯今亞米利加に輸出します所の生糸、是は農家が副業として繭を生産し、之を絲に紡ぐ、此の製糸の工業で分る、信州諏訪を首めとして全國に製糸工場といふのが澤山ございます、此處の工女の給金は幾らでありましょう、實に安い、或は低いのは十錢、高いのが二十錢といふような非常に安いものでございます、斯かる安い労働力は何處から得られましょうか、決して都會或は町からは來ない、皆農村から來るのであります、それから大阪に致しましても、其の他各地の紡績の工場、此處に幾千幾萬の職工が居ります、是れも甚だ安い賃銀である、是は何處から來ますか、皆農村から來るのであります、而して農村から來る所の勞力者が勞銀が安いと云ふ所以があるのであります、即ち農村に於て一家族、或は五人あるか十人あるか其の家族があつて、さうして己れの小作して居る或は所有して居る所の田畑を耕作して、尙ほ勞力余り有るといふ所の分子が即ち此の都會或は製造地に來まして職工労働者となる……………唯だ其の家族の一分子が工業の労働に従事するのでありますから、其の人一人生活し得る收入を取れば宜しいのであります、之が即ち勞銀が安

い所以である……是は實に我が國の發展上商工業といふ關係に於て此の農業の非常に必要なる原動力であるということが分る、左れば農業の根本を固め、農業の衰へないようにして置くことは非常に必要である。而してそれは農本たる所の米の價を下げないようにする、無論無暗に高くする必要はありません、或る適當な程度を保つことにする、之が爲めには關稅の關係を保つより外に無いのであります。⁵⁾」

結局四十四年の第二次關稅改正においては、百斤一・〇〇圓に決定せられ、この論争においては後者の勝利に歸したわけである。われわれは棉花輸入稅撤廢に關し、内地棉作は拋棄せられたが、半封建的土地所有はそのまま溫存せられ、そこから生れ出る安價な勞働力は、日本資本主義の基礎とさえなつたことを指摘した。資本主義の發展に伴う農工の不均等は、棉花のみならず米穀をも不足ならしめたのであるが、米穀に關しては自由貿易ではなく、反對に保護貿易がとられたことは、このことから理解されよう。米穀生産を樞軸する農業の半封建的關係は、工業における低賃銀と相互關係にたち、米穀の自由貿易による農村解體は、日本資本主義の基礎を危くする恐さえあつたのである。もちろん日本資本主義は農業保護によつて十分の米穀を確保することはできなかつた。農工の發展の不均等は棉花と同様、米の不足を結果としたのであるがその不足分は臺灣朝鮮の植民地米を以て補つたのである。このことは日本資本主義の確立と殆んど同時的とさえいつていい早期の帝國主義化を物語るものである。

- (1) 大日本農會報告一四七號(明治二六年一月)
- (2) 山田盛太郎「日本資本主義分析」一七頁
- (3) 大日本農會報告一七三號(明治二九年二月)

- (4) 大日本農會報告一四七號(明治二六年二月)
- (5) 同上
- (6) 大日本農會報告一七三號(明治二九年二月)
- (7) 社會政策學會編「關稅問題と社會政策」(明治四二年四月)
- (8) 同右一四四—一四五頁
- (9) 同右一〇七—一一〇頁

五 貿易政策

(1) **金本位制の確立** 明治四年における新貨幣條例の公布は、明治政府の成立によつて日本の經濟を國際社會に結びつけようとしたものであり、一應金本位制をとつたものであるといえよう。それによると新貨幣の稱呼は圓と定められ、一圓を以て舊來の一兩と等價におかれた。金貨は二十圓、十圓、五圓、二圓及び一圓の五種と定め、ほかに補助貨幣として五十錢、二十錢、十錢、五錢等の銀貨並に一錢、半錢、一厘等の銅貨を認め、その他に貿易銀として一圓の銀貨を鑄造し、専ら通商の用に供することにした。一圓貨に含まれた金銀の比率は一對十六であり、徳川時代における一對八餘の比率に對し、金の價值を遙かに高くすることによつて金の流出を防止しようとしたのである。

けれども國內における産金量が少い上にまだ封建的生産様式の支配的なこの段階において、金本位制を維持しようとする試は種々の困難に遭遇した。貿易は引續き入超である上に、不換紙幣の増發は金紙の價格差を増大して金の海外流出を結果したのみならず、世界市場における銀價の下落傾向もまた日本からの金流出の勢を一層助

長したのである。こうした事情は終に明治十一年に至つて金銀複本位制をとることを餘儀なからしめ、一圓の貿易銀を國內一般に通用せしめるに至つた。ところが西南戦役による不換紙幣の増發は、銀貨幣と紙幣との價格差を増大し、金のみならず銀貨をも海外に流出せしめ、ここに明治十四年から十八年に至る紙幣整理の時代となる。明治十五年日本銀行が設立せられてこれに兌換紙幣發行の特權が與えられ、十八年に至つて一應整理が完了したので、日本銀行をして兌換銀行券を發行せしめ、十九年一月から正貨交換を開始している。兌換制度は回復したが、それは銀貨を以てする兌換であつて、十一年に改定せられた金銀複本位制は、ここにおいて事實上銀本位制に變化したわけである。

ところで明治二十年代から三十年代にかけて行われた産業資本主義の確立は、再び金本位制確立の必要を生んで來たのである。それは産業の勃興によつて輸出が旺盛となつて來たという國內的原因とともに、世界市場における銀貨の下落、各國における相次ぐ金本位制の採用という國際的事情にもよるのである。明治元年一對十六であつた金銀の比價は、明治十二年一對十八となり、十八年一對十九強、二十四年一對二十一・九、二十五年一對二十三・七、二十六年一對二十六・四となつてゐる。かかる銀價の下落は明治十九年以來實質的に銀本位制國となつた日本に對して大きな影響を與えずにはおかなかつた。もちろんその影響のうちには、物價騰貴によつて生産を刺激したり、貨幣の對外價値の下落による輸出の増加等良い作用もないではなかつたが、かかる作用は勞賃及び原料品の騰貴によつて間もなく失はれるものであり、物價騰貴による財政の困難、銀價の動搖による經濟界の不安定等好ましくない影響の方が遙かに大きく感じられた。かくて大藏大臣渡邊國武は、明治二十六年貨幣制度調査會を設置して貨幣制度の改革に着手し、迂餘曲折はあつたが結局金本位制採用に決定せられたのが明治二十

八年七月であつた。ところがその實施のためには巨額の金準備が必要であるため、直ちには實施に至らなかつた。偶々日清戦争の結果賠償金をえたためにこれを兌換準備にあてることが可能となり、終に明治三十年より實施されることになつたのである。時の藏相松方正義氏は議會において次のような演説を行つてゐる。「……貿易上多少懸念する人もある様であります、なるほど本邦の貿易は物價貨銀の騰貴が甚しくなるまでは銀價下落の爲め多少増進したかも知れません。然し之は全く一時のことでありまして銀の下落した程度まで物價貨銀が騰貴すれば殆んど消滅してしまいます。實に近年本邦貿易の増加は著しくありますけれども、之は銀價下落許りの爲めでありますまい。例へば運輸交通の發達教育の進歩等興つて力あることと思ひます。故に今日の如く物價の騰貴が甚しくなりますれば銀價下落の利益どころか寧ろ害のみ受くるつになります。又支那の如き銀國に向つて他の金貨國と競争する上に於て、今日金に改めても我國は距離に於て東洋市場に近く且賃銀も廉でありますから、從來の地位を失うの虞はあるまいと存じます。將來銀價が下落するものとすれば、支那の生糸や茶と金貨國市場に於て競争する上に我國は不利益ではないかと言ふ懸念もありましようが、之も一時のことであつて金本位に依つて得る所の爲替浮沈少なきの便と永遠の利益とを以て償ふて余あることと存じます。」

(2) **海運業の確立** 明治二十七八年の日清戦争は日本海運業の確立を促進した。戦前總噸數十八萬二千噸であつたものが、戦後は約十五萬噸を増加し二倍近くに達している。戦争直後の明治二十九年に日本郵船會社が日本で最初の歐洲航路を開いているし、同年三月には航海獎勵法及造船獎勵法が公布されている。曰く「帝國臣民又は帝國臣民のみを社員若くは株主とする、商事會社にして、自己の所有に屬し、帝國船籍に登録したる船舶を以て、帝國と外國との間、又は外國諸港の間に於て、貨物旅客の運搬を營業とする者には、總噸數一千噸以上にして、

一時間十海里以上の最快速力を有し、政府の定むる規定に合格したる鐵製又は鋼製汽船に限り、獎勵金を交付される。」われわれはここで日本海運業の確立が、強く軍事的要求に基いてなされたことと共に、その確立において國家による保護が大きく作用していたことを注意する必要がある。この獎勵の効果は忽ちあらわれ、造船業、海運業は急速に發展しており、さきに觀察したように明治期における機械工業中見るべきものといえは、多かれ少かれ軍事的意義をもつていた造船業、車輛工業等だったのである。また海運業も明治二十九年八月には郵船會社が香港、シヤトル線、同十月には濠洲線等外國航路を中心においてその基礎を確立するし、大阪商船會社は二十九年まづ神戸基隆間の航路を開いたのを手始とし、朝鮮・中國等近海航海を中心としてその基礎を確立しているのである。要するには日本資本主義の確立が歴史的に外國市場と密接に結びついていたことは、海運業の確立をその不可缺の條件としたのである。

(3) **關稅自主權の確立** 井上外相に次いで大隈外相が條約改正のボタンを取繼ぎ、明治二十一年二月一日より翌二十二年十二月二十三日まで就任する。大隈外相は、内地を解散して領事裁判權を撤廢する、關稅については從價五分を一割に引上げるといふ井上外相の方針を大體において踏襲し、これを多少の修正を加えて實施に移そうとした。修正の主なる點は、(一)外國裁判官を任用することは大審院にのみ限定する、(二)井上案の如く外國政府と協議することなく日本獨自の意向を以て諸法典を編纂するがその法典は公布前外國政府の一覽に供する、とさう二點にあつたようである。この基本方針を貫徹せしめるため當時(a)無條件附最惠國約款論(b)條約勵行論(c)條約廢棄論等を唱へ、盛んに外國を牽制したが、むしろ國內反對のために終に大隈外相の企ても失敗に終つた。反對の論據は、外國人裁判官の任用が憲法違反であるということと、内地雜居が時期尙早であるということであ

り、大隈外相は壯士に爆彈を投げつけられ、隻脚となる。

大隈外相に次ぐ青木外相は大隈案中の反對を受けた點を修正し、(一)大審院には外國裁判官を採用しないこと(二)日本は向う五ヶ年以内に法典を編纂し外國人に日本の裁判權を適用し、之と同時に日本は内地を開放する。

外國人は右法律に基き日本内地に於て私權の享有に對し國民待遇を有するが、鑛山權、土地所有權はこれを許さない。(三)居留地制度は法權回復と同時に消滅するが、外國人は居留地に限り土地所有權を有する。という三大原則によつて條約改正の仕事に従事し、明治二十四年既に英國との間に意見の一致をみていたが、いわゆる大津事件の勃發によつて、またまた中止のやむなきに至つた。條約改正の仕事が漸く實を結ぶに至つたのは、榎本外相を経て明治二十五年陸奥定光が外相に就任したときであつた。陸奥外相の條約改正は明治二十五年から明治二十八年まで各國の間に行われたが、その實施期は井上外相案以來の方針で五ヶ年の猶豫期間をもつていたため明治三十二年七月十七日となつたのである。

陸奥條約によつて(一)日本内地の開放を條件としての領事裁判權の撤廢、(二)稅權の部分的回復が實施せられ、日本は多かれ少なかれ獨立國としての體裁をそなえるようになったが、そのためには既に指摘したように、明治二十一年の憲法制定、二十年代三十年代における資本主義の確立過程があつたのである。終りに簡単にその關稅自主權の内容をみておこう。陸奥條約における大體の方針は、既に早く井上案において決定せられており、その後大隈案青木案において踏襲されていたものを實現したといふことができる。即ち江戸改稅約書の從價五分を大體平均從價一割に引上げることが目的としたが、その際陸奥條約は出來るだけ協定の範圍を少くしようと努力している。即ち次のような諸方針を合死でいた。

一、協定相手國は重要貿易國たる英・米・佛・獨四ヶ國にのみ限定する。

二、協定品目は輸入年額五萬圓以上の主要物品に限定する。

三、軍需品、船舶、藥品類、棉花、羊毛、苧麻、石炭、鉛に對しては、その性質上日本で重税をうける恐がな
い物資であるから税率協定をしない。

四、英國及び他の三國以外の諸國に對しては税率協定をしない代りに、無條件最惠國約款に依り右四ヶ國との
協定税率に均霑せしめる。

このような方針によつて陸奥條約は輸入品中の約四割が協定税率をうけ、他の六割は國定税率をうけることとし
たため、列國との間に多少の摩擦があつたが、前記四大國との間に協定を認めているため、若干の修正を加えて
實現をみたわけである。その結果日本は部分的に關稅自主權を回復し、協定をまぬがれた商品（石油、小麦粉、木
材等）につき關稅を行なうことができた。そして時のたつにつれて協定税率をうける商品の範圍も次第に減少せ
しめてゆくことができ、明治四十四年の第二次關稅改正の際には陸奥條約による協定商品の範圍は總輸入中約二
割五分になつていた。

けれども陸奥條約はやはりあくまで協定税率を含む部分的な關稅自主權の回復にすぎず、國定税率にたいして
さえ税率を軽減もしくは無稅にしたがため平均税率は著しく低くなつていた。江戸改稅約書の下における從價五
分は關稅改正後の明治三十三年には八分三厘六毛に、明治三十八年には一割一分六毛に、明治四十三年第二次關
稅改正前には一割五分四厘になつてにすぎない。このことがやがて明治四十四年の第二次關稅改正を必要と
せしめた理由である。このような低率の關稅によつて日本の産業が確立せられたといえず、さきに綿糸紡績業に

ついで述べた際に言及したように、綿業を中心とする日本産業資本主義の確立は、いわば關稅の保護なしに行われたのである。綿糸輸入關稅の設立という政策をとらず、棉花輸入關稅の徹廢、綿糸輸出關稅の徹廢という見せかけの自由貿易の形をとらざるをえなかつた事實はあくまで注意せられることを要する。だがそれと同時に見逃されてはならないことは、纖維工業を中心とする消費資料生産部門を除いて日本の産業とくに生産手段生産部門が保護を必要とするほどにも發展していなかつたことである。明治四十四年第二次改正によつて完全な自主權をうるまでには、經濟的には三十年代から四十年代にかけての産業とくに重工業の發展と政治的には早發の帝國主義戰爭である日露戰爭が介在しているのである。

このようにみるならば、日本における關稅自主權の確立は、直接には、産業資本主義の確立と無關係になされたということが出来る。藩閥政府は一方において、絶對主義官僚を先頭に關稅自立權の確立運動を行なうとともに、他方ではこれと一應無關係に自らの手によつて近代産業を創立していつた。成程明治二十二年に帝國憲法が制定せられ、二十三年から帝國議會が開會されており、さきに觀察した綿業に關する關稅論争の如き常に議會において問題となつたものである。けれども當時における政府が常に議會から超越したいわゆる「超然」内閣であつた點を考えると、政黨を通じてなされるブルジョワジの發言權は極めて限られたものであつたといえよう。ところが絶對主義主導の下に次第に近代産業が確立せられてゆくにつれて、ブルジョワジの發言權も擴大されてゆき、明治二十七・八年の日清戰爭以後にあつては、政權の主體は依然として藩閥政府ではあつたにしても、いづれかの政黨を興黨としない政府は存在しえなくなつていつた。關稅自主權の確立の過程もこれに併行しており、明治三十二年の第一次改正、明治四十四年の第二次改正を経てその過程を完成したのである。關稅自主權の

確立をみたときには日本のブルジョワデーも既に自己の地位を確立していた。従つて自主關稅は部分的には依然として幼稚産業の保護關稅たる役割を果したが、部分的には既に早く獨占關稅に轉化する必然性をはらんでいた。日本のブルジョワデーは、自己の力の弱さを一部分絕對主權擴力によつて、時には外國資本の權力によつてさえ補充しながら、アジアの後進諸國に向つて進出していつた。そしてそのとき關稅は早くも獨占關稅に轉化してゆくのである。

- (1) 鶴見左吉雄「日本貿易史綱」三三五頁以下
- (2) 同右三四五—三四六頁
- (3) 同右三三一頁以下
- (4) 同右三三二頁
- (5) 川島信太郎「本邦通商政策條約史概論」三一〇頁以下